

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第2節 申告納税方式による関税の確定	第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付 第2節 申告納税方式による関税の確定
(特例申告の方法)	(特例申告の方法)
7の2-1 特例申告の方法は次による。 (1) (省略)	7の2-1 特例申告の方法は次による。 (1) (同左)
(2) 複数の輸入の許可に係る特例申告をまとめて行う場合（同一の輸入者に係るものに限る。以下「一括特例申告」という。） 上記(1)によるほか、以下の事項に留意する。なお、輸入の許可を受けた数量又は価格に変更があるもの、又は輸入の許可の際に貨物が置かれていた場所の所在地をその区域とする都道府県が同一でないものについては、当分の間、上記(1)により行うこととするので留意する。 (イ)及び(ロ) (省略)	(2) 複数の輸入の許可に係る特例申告をまとめて行う場合（同一の輸入者に係るものに限る。以下「一括特例申告」という。） 上記(1)によるほか、以下の事項に留意する。なお、輸入の許可を受けた数量又は価格に変更があるもの、又は輸入の許可の際に貨物が置かれていた場所の所在地をその区域とする都道府県が同一でないものについては、当分の間、上記(1)により行うこととするので留意する。 (イ)及び(ロ) (同左)
(ハ) 一括特例申告書中「貨物の個数・記号・番号」欄には、特例輸入者（法第7条の2第1項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）にあっては特例輸入者の承認番号、特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）にあっては認定通関業者（法第79条の2に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）の認定番号を記載するほか、それぞれ輸入許可を受けたときの申告番号及び <u>特例申告に係る保全担保</u> （法第7条の8第1項の規定により提供される担保をいう。以下同じ。）の番号（同項の規定により担保の提供を命じられた場合に限る。）を記載する。	(ハ) 一括特例申告書中「貨物の個数・記号・番号」欄には、特例輸入者（法第7条の2第1項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）にあっては特例輸入者の承認番号、特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）にあっては認定通関業者（法第79条の2に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）の認定番号を記載するほか、それぞれ輸入許可を受けたときの申告番号及び保全担保（法第7条の8第1項の規定により提供される担保をいう。以下同じ。）の番号（同項の規定により担保の提供を命じられた場合に限る。）を記載する。
(特例申告書の添付書類)	(特例申告書の添付書類)
7の2-2 特例申告書には、次の書類を添付させる。 (1) (省略)	7の2-2 特例申告書には、次の書類を添付させる。 (1) (同左)
(2) 法第9条の2第3項 <u>前段及び第4項</u> の規定に基づき納期限を延長する場合は、関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）申請書（C-1006） (3) (省略)	(2) 法第9条の2第3項 <u>《期限内特例申告書を提出した場合の納期限の延長》</u> の規定に基づき納期限を延長する場合は、関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）申請書（C-1006） (3) (同左)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（特例申告書の受理及び審査）</p> <p>7の2-3 特例申告書の受理及び審査に関する取扱いは、前記7-6（輸入（納税）申告書の受理及び審査）の(1)（審査印の押なつを除く。）、(2)イ、及びニ、ヘ及びト並びに(3)と同様の処理を行う。なお、この場合において、申告書に添付された納付書への審査印の押なつ後は、納付書の第1片から第3片まで（納付書・領収証書、領収控用、領収済通知書用）は申告者に返付することなく第4片（税関用）とともに収納担当部門に回付することとし、法第9条の2第3項<u>前段及び第4項</u>に規定する納期限の延長に係る特例申告書にあつては、添付された関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）申請書と特例申告書の納期限延長に係る税額等を対査し、納付書とともに収納担当部門に回付する。</p>	<p>（特例申告書の受理及び審査）</p> <p>7の2-3 特例申告書の受理及び審査に関する取扱いは、前記7-6（輸入（納税）申告書の受理及び審査）の(1)（審査印の押なつを除く。）、(2)イ、及びニ、ヘ及びト並びに(3)と同様の処理を行う。なお、この場合において、申告書に添付された納付書への審査印の押なつ後は、納付書の第1片から第3片まで（納付書・領収証書、領収控用、領収済通知書用）は申告者に返付することなく第4片（税関用）とともに収納担当部門に回付することとし、法第9条の2第3項に規定する納期限の延長に係る特例申告書にあつては、添付された関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）申請書と特例申告書の納期限延長に係る税額等を対査し、納付書とともに収納担当部門に回付する。</p>
<p>（特例輸入者に対する特例申告に係る担保提供命令）</p> <p>7の8-1 特例輸入担当部門は、特例輸入者の決算時（四半期決算を行っている者については、当該四半期決算を含む。）に財務諸表等の提出を求め、特例輸入者の財務状況を確認することとし、その結果、法第7条の8第1項の規定により特例輸入者に対し担保の提供を命ずることが適当とされた場合は、次により行うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 特例輸入者が上記(1)のイ又はロに掲げる場合に該当することとなつた場合であっても、下記のいずれかに該当する場合は、担保の提供を求めないこととして差し支えない。</p> <p>イ 法第7条の6の規定による改善措置の求めを行い、当該求めに当該特例輸入者が速やかに応じた場合等、特例申告貨物（法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る関税、内国消費税及び地方消費税（以下この項、後記7の8-2、7の8-3、7の11-1及び9の2-4において「関税等」という。）の徴収上支障がないと認められる場合は、担保の提供を求めないこととして差し支えない。</p> <p>ロ 当該特例輸入者から、特例輸入担当部門に法第7条の8第1項の規定により税関長が指定する期間中に特例申告を行わない旨の申出</p>	<p>（特例輸入者に対する担保提供命令）</p> <p>7の8-1 法第7条の8第1項の規定により特例輸入者に対し担保の提供を命ずる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 特例輸入者が上記(1)のイ又はロに掲げる場合に該当することとなつた場合であっても、法第7条の6の規定による改善措置の求めを行い、当該求めに当該特例輸入者が速やかに応じた場合等、特例申告貨物（法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る関税、内国消費税及び地方消費税（以下この項及び後記7の8-2において「関税等」という。）の徴収上支障がないと認められる場合は、担保の提供を求めないこととして差し支えない。</p> <p>ロ (新設)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>があった場合</u></p> <p>(3) 特例輸入者が上記(1)のハに掲げる場合に該当することとなった場合であっても、下記のいずれかに該当する場合は、担保の提供を求めないこととして差し支えない。 イ～ハ (省略)</p> <p><u>三 上記(2)ロに該当する場合</u></p> <p>(4) 特例輸入者が上記(1)に該当する場合には、次により担保の提供を命ずる。なお、担保の提供命令は、原則として特例輸入者の承認を行った特例輸入担当部門の要請に基づき本関収納担当部門が行うものとし、据置担保（法、定率法その他関税に関する法律の規定により担保の提供を要する場合において、一定の期間内において提供すべき担保を一の担保によりあらかじめ提供する場合の当該担保をいう。以下同じ。）により提供するものとする。</p> <p>また、複数の官署において特例申告を行っている特例輸入者については、一括担保（二以上の税関官署において、輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保をいう。以下同じ。）により提供するものとする。</p> <p>イ 担保の提供を命ずる場合には、「担保提供命令通知書」（C-1115-1）2通（原本、通知用）を作成し、うち1通（通知用）を担保の提供を命ずる特例輸入者に送達する。</p> <p>ロ 担保提供命令通知書に記載する「提供すべき担保の額」は、<u>規則第1条の7の2第1号で定める金額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(3) 特例輸入者が上記(1)のハに掲げる場合に該当することとなった場合であっても、下記のいずれかに該当する場合は、担保の提供を求めないこととして差し支えない。 イ～ハ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 特例輸入者が上記(1)に該当する場合には、次により担保の提供を命ずる。なお、担保の提供命令は、原則として特例輸入者の承認を行った特例輸入担当部門の要請に基づき本関収納担当部門が行うものとし、据置担保（法、定率法その他関税に関する法律の規定により担保の提供を要する場合において、一定の期間内において提供すべき担保を一の担保によりあらかじめ提供する場合の当該担保をいう。以下同じ。）により提供するものとする。</p> <p>また、複数の官署において特例申告を行っている特例輸入者については、一括担保（二以上の税関官署において、輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保をいう。以下同じ。）により提供するものとする。</p> <p>イ 担保の提供を命ずる場合には、「担保提供命令通知書」（C-1115-1）2通（原本、通知用）を作成し、うち1通（通知用）を担保の提供を命ずる特例輸入者に送達する。</p> <p>ロ 担保提供命令通知書に記載する「提供すべき担保の額」は、<u>以下に掲げる額のうち、いずれか多い額を限度とする。</u></p> <p>(イ) <u>上記(1)のイからハまでに該当することとなった日の属する月の翌月から1年の間において輸入しようとする貨物（申告納税方式が適用されるものに限る。下記(ロ)及び後記7の8-2において同じ。）に課されるべき関税等で特例申告により納付する見込みの関税等の額の合計額が最も多い月の当該合計額</u></p> <p>(ロ) <u>上記(1)のイからハまでに該当することとなった日の属する年の前年において輸入した貨物について、特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額が最も多い月の当該</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ハ (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) <u>担保の提供を命じられた特例輸入者が担保を提供した場合において、当該特例輸入者から、特例輸入担当部門に上記(4)ハに規定する期間中に特例申告を行わない旨の申出があった場合は、担保を解除することとする。</u></p> <p>(特例委託輸入者に対する担保提供命令)</p> <p>7の8-2 法第7条の8第1項の規定により、特例委託輸入者（法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）に対し担保の提供を命ずる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)に該当する輸入申告があった場合には、次により担保の提供を命ずる。なお、担保の提供命令は、当該輸入申告を受理した官署の収納担当が行う。</p> <p>イ 担保の提供を命ずる場合には、「担保提供命令通知書」(C-1115-1) 2通（原本、通知用）を作成し、うち1通（通知用）を担保の提供を命ずる特例委託輸入者に送達する。</p> <p>ロ 担保提供命令通知書に記載する「提供すべき担保の額」は、規則第1条の7の2第2号で定める金額とする。</p> <p>ハ 担保提供命令通知書に記載する「提供すべき期間」は、特例申告に係る関税等の納付の日（法第9条の2第4項の規定により関税等の納期限が延長される場合には、当該納期限を延長した日。）までとする。</p> <p>(3) 継続して貨物を輸入することを予定している特例委託輸入者から、輸入申告を行おうとする税関官署にあらかじめ担保の提供を行いたい旨の申出があった場合には、上記(1)の規定にかかわらず、前記7の8-1の(4)の規定に準じて、当該申出を行った者に対し法第7条の8第1項に規定する担保の提供を命ずることとして差し支えない。ただし、担保の提供命令は当該申出を受けた税関官署において行うものとし、「提供すべき担保の額」については、前記7の8-1の(4)のロに</p>	<p>合計額</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(特例委託輸入者に対する担保提供命令)</p> <p>7の8-2 法第7条の8第1項の規定により、特例委託輸入者（法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）に対し担保の提供を命ずる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)に該当する輸入申告があった場合には、次により担保の提供を命ずる。なお、担保の提供命令は、当該輸入申告を受理した官署の収納担当が行う。</p> <p>イ 担保の提供を命ずる場合には、「担保提供命令通知書」(C-1115-1) 2通（原本、通知用）を作成し、うち1通（通知用）を担保の提供を命ずる特例委託輸入者に送達する。</p> <p>ロ 担保提供命令通知書に記載する「提供すべき担保の額」は、<u>貨物の価格に当該価格の 10%を加算した額を基礎として算出した関税等の額とする。</u></p> <p>ハ 担保提供命令通知書に記載する「提供すべき期間」は、特例申告に係る関税等の納付の日（法第9条の2第3項の規定により関税等の納期限が延長される場合には、当該納期限を延長した日。）までとする。</p> <p>(3) 継続して貨物を輸入することを予定している特例委託輸入者から、輸入申告を行おうとする税関官署にあらかじめ担保の提供を行いたい旨の申出があった場合には、上記(1)の規定にかかわらず、前記7の8-1の(4)の規定に準じて、当該申出を行った者に対し法第7条の8第1項に規定する担保の提供を命ずることとして差し支えない。ただし、担保の提供命令は当該申出を受けた税関官署において行うものとし、「提供すべき担保の額」については、<u>前記7の8-1の(4)のロに</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>し、「提供すべき担保の額」については、<u>規則第1条の7の2第3号に規定する財務省令で定める金額とする。</u></p> <p>(4)及び(5) (省略)</p>	<p><u>規定する額の2月分に相当する額を限度とする。</u></p>
<p>第4節 関税の納付及び徴収</p> <p>(納期限の延長申請の受理)</p> <p>9の2-1 法第9条の2に規定する納期限延長申請書の受理の手続は、次による。</p> <p>(1) 法第9条の2第1項に規定する個別納期限延長申請は、<u>令第6条の2第1項に規定する事項を記載した「関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（個別）申請書」（C-1003）2通を輸入（納税）申告をする税関官署に提出させるものとする。</u></p> <p>なお、当該個別納期限延長申請は、輸入許可の時までに行わせる。</p> <p>(2) 法第9条の2第2項に規定する包括納期限延長申請は、<u>令第6条の2第2項に規定する事項を記載した「関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書（官署別）」（C-1004）又は「関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書（一括）」（C-1005）2通を輸入（納税）申告を予定する税関官署に次により提出させるものとする。</u></p> <p>なお、当該包括納期限延長申請は、納期限の延長の適用を受けようとする特定月の前月末日までに包括納期限延長を行い得る期間を勘案して行わせる。</p> <p>(3) 法第9条の2第3項<u>前段又は第4項</u>に規定する納期限の延長（以下「特例申告納期限延長」という。）申請は、<u>令第6条の2第3項に規定する事項を記載した「関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）申請書」（C-1006）2通を特例申告書の提出期限までに特例申告をする税関官署に提出させるものとする。</u></p> <p>(納期限の延長の手続)</p> <p>9の2-2 法第9条の2に規定する納期限延長申請の手続は、次によ</p>	<p>(4)及び(5) (同左)</p> <p>第4節 関税の納付及び徴収</p> <p>(納期限の延長申請の受理)</p> <p>9の2-1 法第9条の2 <u>《納期限の延長》</u>に規定する納期限延長申請書の受理の手続は、次による。</p> <p>(1) 法第9条の2第1項 <u>《個別の納期限の延長》</u>に規定する個別納期限延長申請は、<u>令第7条第1項に規定する事項を記載した「関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（個別）申請書」（C-1003）2通を輸入（納税）申告をする税関官署に提出させるものとする。</u></p> <p>なお、当該個別納期限延長申請は、輸入許可の時までに行わせる。</p> <p>(2) 法第9条の2第2項 <u>《包括の納期限の延長》</u>に規定する包括納期限延長申請は、<u>令第7条第2項に規定する事項を記載した「関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書（官署別）」（C-1004）又は「関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書（一括）」（C-1005）2通を輸入（納税）申告を予定する税関官署に次により提出させるものとする。</u></p> <p>なお、当該包括納期限延長申請は、納期限の延長の適用を受けようとする特定月の前月末日までに包括納期限延長を行い得る期間を勘案して行わせる。</p> <p>(3) 法第9条の2第3項 <u>《期限内特例申告書を提出した場合の納期限の延長》</u>に規定する納期限の延長（以下「特例申告納期限延長」という。）申請は、<u>令第7条第3項に規定する事項を記載した「関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）申請書」（C-1006）2通を特例申告書の提出期限までに特例申告をする税関官署に提出させるものとする。</u></p> <p>(納期限の延長の手続)</p> <p>9の2-2 法第9条の2 <u>《納期限の延長》</u>に規定する納期限延長申請の</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(1) <u>前記9の2-1の(1)又は(3)（法第9条の2第4項に規定する納期限の延長申請に限る。）の申請書の提出があつた場合には、申請書の政令記載事項の確認及び納期限の延長に係る税額と提供される担保の評価額との対査を行い、適正と認められる場合は、当該延長をするものとし、その旨申請者に通知する。</u></p>	<p>手続は、次による。</p> <p>(1) <u>前記9の2-1の(1)又は(3)の申請書の提出があつた場合には、申請書の政令記載事項の確認及び納期限の延長に係る税額と提供される担保の評価額との対査を行い、適正と認められる場合は、当該延長をするものとし、その旨申請者に通知する。</u></p>
<p>なお、担保の評価については、延長の通知を行うときまでに終了することとなるので、担保を提供させる時期については留意する。</p>	<p>なお、担保の評価については、延長の通知を行うときまでに終了することとなるので、担保を提供させる時期については留意する。</p>
<p>(2) (省略)</p>	
<p>(3) <u>前記9の2-1の(3)（法第9条の2第3項前段に規定する納期限延長申請に限る。）の申請書の提出があつた場合には、政令記載事項の確認を行い、不備がなければ当該延長をするものとし、その旨申請者に通知する。この場合において、後記9の2-4(2)の担保の提供を命じたときは、その命令に係る担保が提供されていることを確認した上で、速やかに申請書に記載された納期限の延長に係る税額と提供された担保の評価額との対査を行う。</u></p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>(特例輸入者に対する特例申告納期限延長に係る担保提供命令)</u></p>	
<p><u>9の2-4 法第9条の2第3項後段の規定により特例輸入者に対し担保の提供を命ずる場合の取扱いは、次による。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(1) <u>同項に規定する「保全のために必要があると認めるとき」は、前記7の8-1の(1)の場合とし、同項(2)又は(3)に該当することとなった場合には担保の提供を求めないこととして差し支えない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) <u>特例輸入者が前記7の8-1の(1)に該当する場合には、同項(4)ハに規定する「提供すべき期間」と同様の期間を「担保の提供を求める期間」とし、当該期間内に行われる特例申告納期限延長申請について、次により担保の提供を命ずる。なお、担保の提供命令は、原則として特例輸入者の承認を行った特例輸入担当部門の要請に基づき、特例申告納期限延長申請の提出があつた官署の収納担当が行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>イ 担保の提供を命ずる場合には、「担保提供命令通知書」(C-1115-2)2通（原本、通知用）を作成し、うち1通（通知用）を担保の提供を命ずる特例輸入者に送達する。</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>口 <u>担保の提供命令は、原則として、特例申告納期限延長申請が行われた都度、速やかに行うこととする。ただし、特例輸入者が、あらかじめ据置担保を提供した上で、当該担保を特例申告納期限延長申請のための担保として使用することを希望する場合は、関税等の徵収上支障がないと認められることから、その月において輸入許可を受けた特例申告貨物に係る税額のうち、特例申告納期限延長に係る税額の合計額分の担保の提供を、一括して命ずることとして差し支えない。この場合、担保の提供命令は当該月の翌月末日以降に速やかに行うものとする。</u></p>	
<p>(3) <u>担保の提供を命ぜられた特例輸入者が当該命令に従わない場合は、収納担当部門は直ちに特例輸入担当部門にその旨を通報するものとする。</u></p>	
<p>(納税申告がされた貨物についての関税の徵収)</p>	
<p>9の10-5 納税申告がされた貨物の関税の納付は、一般的には法第9条第1項又は法第9条の2第1項から第<u>4</u>項までの規定により納付されることとなるが、このような貨物であっても輸入許可前に次に掲げる規定に該当する場合には、それぞれ当該規定によりその関税を徵収することとなるので、留意する。</p>	<p>(納税申告がされた貨物についての関税の徵収)</p> <p>9の10-5 納税申告がされた貨物の関税の納付は、一般的には法第9条第1項又は法第9条の2第1項から第<u>3</u>項までの規定により納付されることとなるが、このような貨物であっても輸入許可前に次に掲げる規定に該当する場合には、それぞれ当該規定によりその関税を徵収することとなるので、留意する。</p>
<p>(省略)</p>	
<p>(据置担保)</p>	
<p>9の11-5 担保の提供者から据置担保を提供したい旨の申出があったときは、関税の徵収上支障がないと認められる限り、受理して差し支えない。この場合において、<u>特例申告及び特例申告納期限延長に係る保全担保、個別納期限延長に係る担保、包括納期限延長に係る担保及び輸入許可前引取りに係る担保は、同一の担保物件で提供して差し支えない。</u> (以下同一の担保物件で提供された担保を「併用担保」という。)</p>	<p>(据置担保)</p> <p>9の 11-5 担保の提供者から据置担保を提供したい旨の申出があったときは、関税の徵収上支障がないと認められる限り、受理して差し支えない。この場合において、<u>保全担保、個別納期限延長に係る担保、包括納期限延長に係る担保、特例申告納期限延長に係る担保及び輸入許可前引取りに係る担保は、同一の担保物件で提供して差し支えない。</u>(以下同一の担保物件で提供された担保を「併用担保」という。)</p>
<p><u>また、特例輸入者から、特例申告納期限延長に係る保全担保を据置担保として提供したい旨の申出があったときは、当該保全担保を特例申告に係る保全担保と併用担保で提供することを求めるものとする。</u></p>	
<p>なお、一括担保は据置担保とし、<u>特例申告及び特例申告納期限延長に係る保全担保と併用担保で提供することを求めるものとする。</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>係る保全担保、包括納期限延長に係る担保又は輸入許可前引取りに係る担保として提供できるものとする。</p> <p>（担保の提供等）</p> <p>9の11-6 令第8条の2及び規則第1条の17の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>(1) 規則第1条の17第2項第2号に掲げる書類は、「担保提供書」(C-1090-1)及び「担保提供書（保全担保用）」(C-1090-2)とし、担保を提供しようとする者は、その担保の種類に応じ、「担保提供書」又は「担保提供書（保全担保用）」2通に規則第1条の17第2項から第6項までに掲げる書類を添付して提出するものとする。</p> <p>なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税関官署のいずれか一の税関官署（包括納期限延長に係るものにあっては包括納期限延長申請書を提出する税関官署）に提出する。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(5) 規則第1条の17第6項第1号イ及び第2号イに掲げる書類は、当該保証人の作成した「保証書」(C-1100-1又はC-1100-2)又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証）とする。</p> <p>なお、据置担保の場合は「保証書（据置担保用）」(C-1105-1若しくはC-1105-2又はC-1106-1若しくはC-1106-2)若しくは「保証書（据置担保（保全担保）用）」(C-1105-3若しくはC-1105-4又はC-1106-3若しくはC-1106-4)又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：据置担保用）とするが、一括担保の場合の法令保証証券は、法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：一括保証用）とする。</p> <p>(6)～(9) (省略)</p> <p>(10) 提供しようとする担保が特例申告に係る保全担保であるときは、担保提供書（保全担保用）の「担保提供命令額」欄に担保提供命令通知書（変更の場合は、担保提供命令変更通知書）に記載された担保金額を記載する。</p> <p>なお、特例申告に係る保全担保の提供額は、担保提供命令額を下回ることはできないが、担保提供者が自主的に担保提供命令額を上回る額の保全担保を提供することを妨げない。</p>	<p>保、特例申告納期限延長に係る担保又は輸入許可前引取りに係る担保として提供できるものとする。</p> <p>（担保の提供等）</p> <p>9の11-6 令第8条の2及び規則第1条の17の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>(1) 規則第1条の17第2項第2号に掲げる書類は、「担保提供書」(C-1090)とし、担保を提供しようとする者は、その担保の種類に応じ、「担保提供書」2通に規則第1条の17第2項から第6項までに掲げる書類を添付して提出するものとする。</p> <p>なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税関官署のいずれか一の税関官署（包括納期限延長に係るものにあっては包括納期限延長申請書を提出する税関官署）に提出する。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(5) 規則第1条の17第6項第1号イ及び第2号イに掲げる書類は、当該保証人の作成した「保証書」(C-1100-1又はC-1100-2)又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証）とする。</p> <p>なお、据置担保の場合は「保証書（据置担保用）」(C-1105-1若しくはC-1105-2又はC-1106-1若しくはC-1106-2)又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：据置担保用）とするが、一括担保の場合の法令保証証券は、法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：一括保証用）とする。</p> <p>(6)～(9) (同左)</p> <p>(10) 提供しようとする担保が保全担保であるときは、担保提供書の「担保提供命令額」欄に担保提供命令通知書（変更の場合は、担保提供命令変更通知書）に記載された担保金額を記載する。</p> <p>なお、保全担保に係る提供額は、担保提供命令額を下回ることはできないが、担保提供者が自主的に担保提供命令額を上回る額の保全担保を提供することを妨げない。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>額の<u>特例申告</u>に係る保全担保を提供することを妨げない。</p> <p>(11) 提供しようとする<u>特例申告</u>に係る保全担保が併用担保である場合は、<u>担保提供書（保全担保用）</u>の「担保金額」欄のかっこ書に、<u>特例申告</u>に係る保全担保の提供額を記載する。</p> <p>この場合において、当該<u>特例申告</u>に係る保全担保の提供額は、法第9条の2第1項から第4項までに規定する納期限延長及び法第73条第1項に規定する輸入許可前貨物引取承認に係る担保として使用しない。</p> <p>(12) <u>特例申告</u>に係る保全担保を提供している者が、新たに担保を提供することなく併用担保における<u>特例申告</u>に係る保全担保の提供額を変更する場合には、変更後の<u>特例申告</u>に係る保全担保の提供額を記載した担保提供書に変更前の担保預り証を添えて、変更前の担保を提供した税関官署へ提出する。</p> <p>(13) (省略)</p> <p>(14) 提供された担保が保証人の作成した保証期間自動更新用の「保証書（据置担保用）」（C-1106-1又はC-1106-2）又は「保証書（据置担保（保全担保）用）」（C-1106-3又はC-1106-4）である場合で当該保証期間を更新しないときは、「保証期間の非更新についての届出書」（C-1108-1及びC-1108-2）2部を保証期間が満了する1月前までに提出する。なお、一括担保に係る保証期間の非更新についての届出書は、受理税関官署に提出する。</p> <p>(15) (省略)</p>	<p>(11) 提供しようとする保全担保が併用担保である場合は、<u>担保提供書</u>の「担保金額」欄のかっこ書に、保全担保に係る提供額を記載する。</p> <p>この場合において、当該保全担保に係る提供額は、法第9条の2第1項から第3項までに規定する納期限延長及び法第73条第1項に規定する輸入許可前貨物引取承認に係る担保として使用しない。</p> <p>(12) 保全担保を提供している者が、新たに担保を提供することなく併用担保における保全担保の提供額を変更する場合には、変更後の保全担保の提供額を記載した担保提供書に変更前の担保預り証を添えて、変更前の担保を提供した税関官署へ提出する。</p> <p>(13) (同左)</p> <p>(14) 提供された担保が保証人の作成した保証期間自動更新用の「保証書（据置担保用）」（C-1106-1又はC-1106-2）である場合で当該保証期間を更新しないときは、「保証期間の非更新についての届出書」（C-1108-1及びC-1108-2）2部を保証期間が満了する1月前までに提出する。なお、一括担保に係る保証期間の非更新についての届出書は、受理税関官署に提出する。</p> <p>(15) (同左)</p>